

お知らせコーナー

中京区役所 ☎ 812-0061 (代表)
〒604-8588
西堀川通御池下る FAX 812-0408

国民健康保険からのお知らせ

3月～5月は国民健康保険料の「徴収強化期間」です
被保険者の負担の公平性と保険料収入を確保するため、3月～5月を徴収強化期間と定め、滞納保険料の徴収強化に努めています。保険料の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

問合せ 保険年金課 徴収推進担当 (☎812-2584)

国民年金からのお知らせ

国民年金 こんなときには届出を

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金(第1号被保険者)への加入が必要です(第2号又は第3号被保険者の方は除く)。

第1号被保険者に該当する方で加入の届出がまだの方は、至急届出をしてください。

加入の届出をしなかったり、保険料を未納のままにしておくと、国民年金を受給できなくなる場合があります。

国民年金への加入の届出が必要となる時

- 会社などを退職し、厚生年金保険の資格を喪失したとき
 - 第3号被保険者が厚生年金保険被保険者の扶養からはずれたとき
- ※第3号被保険者に該当するときは、配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ届出をしてください。
※20歳になったときは、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする書類が郵送されますので、届出は不要です。

なお、日本にお住まいの60歳以上65歳未満の方、海外にお住まいの20歳以上65歳未満の日本人の方は、希望すれば国民年金に加入することができます。各種届出又は申請については一部を除き、郵送での手続きが可能です。詳しくはお問合せください。

問合せ 保険年金課 保険給付・年金担当 (☎812-2585)

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

どちらの手当も、審査のうえ、請求の翌月分から支給されます。

なお、所得が一定以上ある場合は手当の一部又は全部支給停止となります。また、児童が児童福祉施設に入所している場合等は支給されません。

●児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を目的に支給されます。

対象年齢 18歳に到達以後、最初の3月31日までの児童(特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満)

支給月額 前年の所得額に応じて支給額が決まります。

	全部支給	一部支給
児童1人	43,160円	10,180円～43,150円
児童2人	53,350円	15,280円～53,330円

※3人目以降の児童は、1人増えるごとに所得額に応じて加算されます。

問合せ 子どもはぐくみ室 子育て推進担当 (☎812-2543)

●特別児童扶養手当

中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童の父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

対象年齢 20歳未満の児童

支給月額 対象児童1人につき1級は52,500円、2級は34,970円

問合せ 障害保健福祉課 (☎812-2594)

胸部(結核・肺がん)検診を受けましょう!

日時 毎週月曜日(2/21、2/28、3/7、3/14)の9時～11時

場所 区役所2階

対象 40歳以上の方(65歳以上の方は感染症法により年1回の結核検診の受診が義務付けられています)

申込方法 電話にて

※問診の結果、喀痰(かたん)検査が必要な場合は別途1,000円(免除制度あり)

問合せ 健康長寿推進課 健康長寿推進担当 (☎812-2544)

成人・妊婦歯科相談

歯科医師と歯科衛生士による歯科健診・相談を行います。

日時 3月9日(水)9時～10時半

場所 区役所2階

対象 市内在住の18歳以上の方および妊産婦

問合せ 健康長寿推進課 健康長寿推進担当 (☎812-2544)

予約不要 無料



一緒にウォーキング始めませんか?

継続的なウォーキングは生活習慣病・認知症の予防改善等、心と体に良い効果があります。

朝の日差しを浴びながら健康づくりを始めませんか?ぜひご参加ください。

日時 平日毎日午前9時から実施

コース 二条公園南東側(集合場所)～下長者橋の往復 ※飲み物やタオルをご持参の上、動きやすい服装・靴でお越しください。

対象 区内在住の65歳以上の医師からの運動制限がない方

問合せ 中京区地域介護予防推進センター (☎801-0389)

無料

中央図書館

☎ 802-3133 FAX 812-5816

図書の展示と貸出し 3月のテーマ

「はるがきた」「サクラ咲く、芽吹き季節」
「災害と京都」



中京いきいき市民活動センター

☎ 802-1301 FAX 841-4601
E-Mail info@n-iki2.com

いきいきカフェ

皆さんの健康といきいきと暮らす毎日を応援する「いきいきカフェ」にぜひお越しください。

内容 ウクレレの演奏、フラダンスの鑑賞

日時 3月11日(金)13～14時半

費用 100円(飲料、お菓子代)

申込方法 3月4日(金)までに電話、FAX、メールにて

先着15名

はッピーこどもの楽園

先着15名

小学生を対象に、家庭や学校以外の居場所や、コミュニケーションの場をつくることを目的に毎月開催しています。今回は、工作体験「動く水族館」です。ぜひご参加ください。

日時 3月5日(土)10時半～12時

対象 市内在住の小学1～6年生

費用 200円(材料費、お菓子代)

申込方法 2月26日(土)までに電話、FAX、メールにて

花園大学YouTube公式チャンネル「BASE花ここ」

ライブ情報、新着動画を続々公開しています!

<公開講座「京町家でまなび庵」ライブ配信情報>

日時 2月19日(土)、26日(土)

両日ともに16時～17時

★その他「京都学講座」などバラエティに富んだユニークな講座を続々と動画配信しますので、ぜひご視聴ください。

BASE花ここ 検索

問合せ 花園大学 地域連携教育センター (☎823-0581)



困ったら一人で悩まず行政相談

各種相談のご案内 いずれも無料

場所 区役所1階 特別相談室

①弁護士による市民法律相談(予約制)

日時 毎週水曜日 13時15分～15時15分
受付 相談日の週の月曜日から電話、窓口(1階まちづくり推進担当)にて予約
※受付は平日9時～17時
※相談時間は1名20分程度

問合せ まちづくり推進担当 (☎812-2426)

②行政相談委員による行政相談

日時 3月3日(木)13時半～15時半
問合せ まちづくり推進担当 (☎812-2426) 総務省京都府行政監視行政相談センター (☎802-1100)

③行政書士による困りごと相談

日時 3月9日(水)10時～11時50分
問合せ 京都府行政書士会事務局 (☎692-2500)

④司法書士による登記・法律相談

日時 3月17日(木)9時半～11時半
受付 当日9時から(先着4名)
※相談時間は1名30分程度
問合せ 京都司法書士会 (☎255-2566)



⑤空き家等相談窓口(予約制)

日時 3月1日(火)13時半～15時50分
受付 2月15日(火)～25日(金)までに☎京都市いつでもコール(☎661-3755、2・3面の下部参照)にて、氏名、電話番号、希望日時・会場、相談物件の住所、相談概要を明記(先着3組(1組2名まで))
※相談時間は1組40分程度
問合せ まち再生・創造推進室 (☎222-3503)

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、掲載している催し等は